

令和4年9月1日

事業主 殿

(一社) 山口県労働基準協会
会長 吉岡 功一

化学物質の管理を中心とした労働安全衛生法関係法令改正等説明会
及びメンタルヘルス研修会の開催について

事業主の皆様におかれましては、常日頃から労働者の健康確保にご配慮されていることと存じます。

さて、令和3年7月に発表された令和2年労働安全衛生調査（実態調査）によると、多くの事業場でメンタルヘルス対策に取り組まれているものの、規模50人から99人までの事業場では、過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1箇月以上休業又は退職した労働者がいた事業場の割合が24.5%に達し、規模が大きくなるほどその割合も高くなっているなど、高ストレス者へのメンタルヘルス対策の強化が求められている状況にあります。

また、化学物質の管理を中心とした労働安全衛生法関係法令の改正がなされ、これらへの対応も求められているところです。

そこで、当協会では山口産業保健総合支援センター及び山口県衛生管理者協議会との共催にて、下記の説明会及び研修会を開催することとしました。

業務御多忙中とは存じますが、より一層働きやすい職場とするためにも、多くの事業場内衛生担当者の方々に受講いただきますようお願い申し上げます。

また、Zoom ウェビナーによる開催としていること、下記の午前の部、午後の部のいずれか一方のテーマのみの視聴でも差し支えないことを申し添えます。

記

1 開催日等

令和4年9月28日(水)

2 開催内容

(1) 午前の部 10:30~12:00

開会挨拶 山口労働局健康安全課長
山口県衛生管理者協議会会長

労働安全衛生法関係法令改正等について

講師 山口労働局 健康安全課 担当官

概要 化学物質による労働災害防止のための新たな規制及び危険有害な作業を行う事業者に対する一人親方等の請負人に係る措置の義務化などの労働安全衛生法関係法令の改正がなされており、これらの内容等について説明するもの。

(2) 午後の部 13:30~15:00

職場のストレスからくる不応への理解と対処・支援について

講師 山口県立大学 社会福祉学科 准教授 大石 由起子

概要 職場のストレスから、身体症状や抑うつなどの不応状態に陥った人をどう理解し、支援していくのか。・・ストレスによる精神障害の種類、不調に気付くポイント、不調者との対話の仕方、心構え、医療機関の受診を進める時期などについて説明するもの。

3 申込方法等

(1) 申込受付期間

令和4年9月20日(火)まで

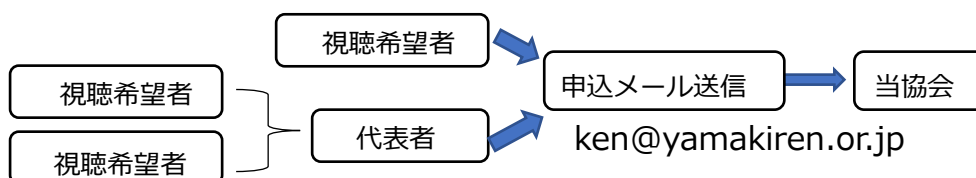
(2) 申込方法

下記メールアドレスに、件名を「9.28 研修会受講希望」と入力した空メールを送信してください。当協会の営業日で2日以内に登録用 URL をメール返信します。

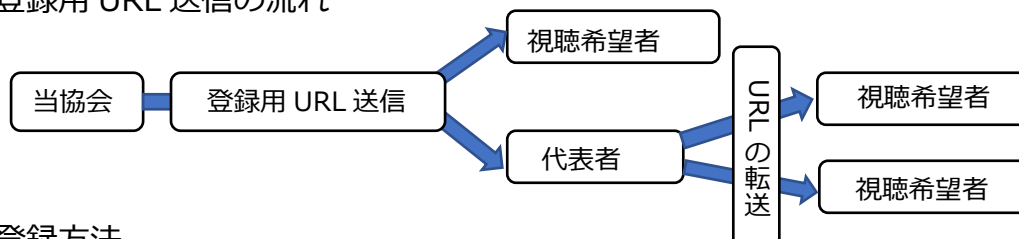
なお、1つの事業場で複数の方が視聴を希望され、代表者の方が申し込みされる場合は、当協会が返信メールで代表者に送信した登録用 URL を代表者の方が他の視聴希望者に転送してください。

メールアドレス ken@yamakiren.or.jp

申し込みの流れ

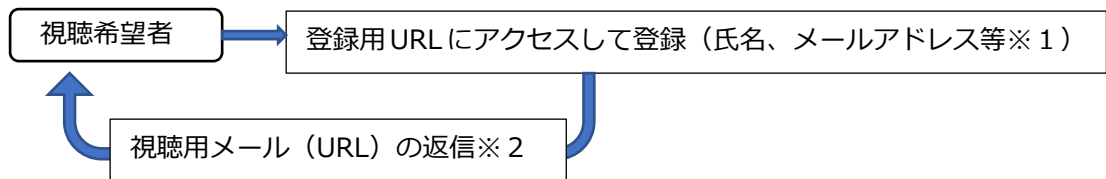


登録用 URL 送信の流れ



(3) 登録方法

視聴日前までに次のことを実施してください。



なお、参加者数の上限は 500 名となっており、期限内に申し込まれてもこれを超えた場合は登録・視聴ができませんので、ご了承ください。

※ 1 個人情報保護の観点から、氏名は仮名でも差し支えありません。

※ 2 返信メールの本文に「ここをクリックして参加」又は下線付きの URL が記載されていますので、当該箇所をクリックして下さい。

(4) 視聴方法

研修会開催日に視聴用メールに記載された URL (又は「ここをクリックしてください」との表示箇所) にアクセスして視聴してください。

詳細は当協会の HP にて掲載予定です。

4 資料等配付方法

申込のあったメールアドレスにメール送信します。

代表で申し込まれた方は、受信した資料を視聴希望者に転送してください。

問い合わせ先

一般社団法人山口県労働基準協会

本部事務局 篠原・野田

所在地 〒753-0051

山口市旭通り 2 丁目 9 - 1 9

電話番号 : 083-925-1430